

標茶町立沼幌小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重要目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・標語作り等を実施する。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ①児童対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)
- ②教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
※毎月実施しているおしゃべりタイムの中で

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ①おしゃべりタイムの活用
- ②いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラルに関する授業等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任（兼特別支援教育コーディネーター）、生徒指導担当、養護教諭

<活動>

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

毎学期の生徒指導交流会を定例会とし、いじめ対策委員会とケース会議の機能を持たせる。
いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、標茶町教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

年間計画

期	月	町・道の取組	学校における取組
前期	4月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の確認（教職員） 【対策委】取組内容の検討・年間計画の構築（役割分担：ネットパトロール、講習会参加） ・新学期における学級の状況の情報交流 ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討
	5月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止基本方針の保護者への説明（PTA総会） ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討 ・運動会準備における取組状況の情報交換
	6月	町いじめアンケート（第1回） 取組状況調査①	<ul style="list-style-type: none"> ・【子ども一人ひとりの指導計画】の交流・検討 【対策委】・いじめアンケートの実施と指導 ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討
	7月	対応状況調査① いじめリーフレットの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・【児童会】いじめ撲滅宣言の確認 ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討
	8月	町授業力向上研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・調査結果を踏まえた学級指導の実施 ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討
	9月	対応状況調査② ネットパトロール講習会の実施 ネットパトロール前期報告	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み中の児童の様子についての情報交流 ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討 ・ネットパトロール講習会への計画的参加（教員・保護者）
	後期	10月	どさん子☆子ども全道サミット
11月		いじめ根絶一学校一運動リーフレット発行 町いじめ根絶子ども会議 町いじめアンケート（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> 【児童会】・学校におけるいじめ撲滅運動の開催 【対策委】・いじめアンケートの実施と指導 ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討
12月		町取組状況調査②、対応状況調査③ 町総合質問調査（i-check）実施 いじめ調査リーフレットの配布 町授業力向上研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・対策委結果の分析と対応 ・調査結果を踏まえた学級指導 ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討
1月			<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み中の児童の様子についての情報交流 ・【子ども一人ひとりの指導計画】の交流・検討 ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討
2月			<ul style="list-style-type: none"> ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討 ・道徳授業の公開
3月		ネットパトロール後期報告	<ul style="list-style-type: none"> ・おしゃべりタイム（教育相談）の実施と交流・検討 ・年度総括と次年度の計画
日常の取組			<ul style="list-style-type: none"> ・毎朝の職員打合せでの児童について情報交流 ・あいさつ運動の取組 ・児童会「いじめ撲滅運動」の取組 ・毎月1回のおしゃべりタイム（教育相談）の実施 ・ネットパトロールの実施（毎月実施）